

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成24年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表各まちづくりセンター所長の項第1号から第4号までの規定中「中央区まちづくりセンター所長、」を削り、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 中央公民館に関すること（中央区まちづくりセンター所長に限る。）、

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（提出理由）

組織改編に伴い、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに関し、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 (平成 2 4 年教育委員会規則第 4 号)

改正後 (案)	現行				
(事務の内容)	(事務の内容)				
<p>第 2 条 教育委員会は、次の表の左欄に掲げる市長の補助機関たる職員に同表右欄に掲げる事務を補助執行させる。ただし、当該事務のうち、教育長及び教育次長の執行する事務であったものについてはその上司である局長又は区長に、熊本市教育委員会事務局事務専決規程 (平成 2 8 年教育長訓令第 2 号) において次の各号に掲げる者の専決であったものについてはその上司である当該各号に定める者に補助執行させる。</p>	<p>第 2 条 教育委員会は、次の表の左欄に掲げる市長の補助機関たる職員に同表右欄に掲げる事務を補助執行させる。ただし、当該事務のうち、教育長及び教育次長の執行する事務であったものについてはその上司である局長又は区長に、熊本市教育委員会事務局事務専決規程 (平成 2 8 年教育長訓令第 2 号) において次の各号に掲げる者の専決であったものについてはその上司である当該各号に定める者に補助執行させる。</p>				
(1) 教育委員会事務局各部長 部長	(1) 教育委員会事務局各部長 部長				
(2) 教育委員会事務局各課長 課長又はまちづくりセンター所長	(2) 教育委員会事務局各課長 課長又はまちづくりセンター所長				
【略】	【略】				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="224 1016 439 1318">各まちづくりセンター所長</td> <td data-bbox="439 1016 1099 1318"> (1) 生涯学習支援に関すること (_____ 河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。) (2) 公民館の管理及び運営に関すること (_____ 河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。) </td> </tr> </table>	各まちづくりセンター所長	(1) 生涯学習支援に関すること (_____ 河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。) (2) 公民館の管理及び運営に関すること (_____ 河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1099 1016 1314 1318">各まちづくりセンター所長</td> <td data-bbox="1314 1016 1960 1318"> (1) 生涯学習支援に関すること (中央区まちづくりセンター所長、河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。) (2) 公民館の管理及び運営に関すること (中央区まちづくりセンター所長、河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。) </td> </tr> </table>	各まちづくりセンター所長	(1) 生涯学習支援に関すること (中央区まちづくりセンター所長 、河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。) (2) 公民館の管理及び運営に関すること (中央区まちづくりセンター所長 、河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。)
各まちづくりセンター所長	(1) 生涯学習支援に関すること (_____ 河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。) (2) 公民館の管理及び運営に関すること (_____ 河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。)				
各まちづくりセンター所長	(1) 生涯学習支援に関すること (中央区まちづくりセンター所長 、河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。) (2) 公民館の管理及び運営に関すること (中央区まちづくりセンター所長 、河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。)				

	(五福交流室長に限る。)		(五福交流室長に限る。)

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

人事発第 518 号
平成31年3月22日

熊本市教育長 遠藤 洋路 様

熊本市長 大西 一史

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（同意）

平成31年3月8日付け教政発第826号で協議のあったこのことについて、下記のとおり同意する。

記

1 同意内容

- (1) 現在、中央交流室長に補助執行させている以下の事務について、補助執行させる職員を中央まちづくりセンター所長に変更する。
 - ア 生涯学習支援に関すること。
 - イ 公民館の管理及び運営に関すること。
 - ウ 公民館の使用許可に関すること。
 - エ 公民館の事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 中央区まちづくりセンター所長に補助執行させる事務として、「中央公民館に関すること。」を追加する。

2 理由

平成31年4月1日付け組織改編等に伴い、補助執行内容を変更する必要があるため。

3 補助執行の開始日

平成31年4月1日